

# 京都市立体育館競技場・会議室使用料金表

区分					使用時間					
					午前の部 午前9時 から正午 まで	午後の部 午後1時 から午後 5時まで	夜の部 午後6時 から午後 9時まで	全日 午前9時 から午後 9時まで		
競技場	第1競技場	全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	円 15,200	円 20,100	円 25,400	円 54,600
					土曜日、日曜日及び休日	18,000	23,900	30,400	65,100	
				その他の催物に使用する場合	平日	60,400	79,800	101,400	217,500	
				土曜日、日曜日及び休日	72,300	95,500	121,700	260,600		
				入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	46,300	60,600	77,500	166,000
		土曜日、日曜日及び休日	55,400	73,100	93,000	199,400				
		その他の催物に使用する場合	平日	151,000	199,200	253,400	543,300			
		土曜日、日曜日及び休日	173,000	228,500	290,700	623,000				
		営利を目的とする場合	平日	239,600	316,300	402,500	862,600			
		土曜日、日曜日及び休日	288,400	380,600	484,400	1,038,100				
	部分使用	平日	5,000	6,400	8,200	17,600				
	第2競技場	全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,000	7,900	10,100	21,600
					土曜日、日曜日及び休日	7,200	9,600	12,100	26,100	
				その他の催物に使用する場合	平日	9,200	11,900	15,200	32,600	
				土曜日、日曜日及び休日	10,900	14,400	18,200	39,100		
				入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,000	7,900	10,100	21,600
		土曜日、日曜日及び休日	7,200	9,600	12,100	26,100				
		その他の催物に使用する場合	平日	10,900	14,400	18,200	39,100			
		土曜日、日曜日及び休日	13,100	17,300	21,900	47,200				
		営利を目的とする場合	平日	18,000	23,900	30,400	65,100			
土曜日、日曜日及び休日		22,100	29,200	37,200	79,700					
部分使用	平日	2,900	3,800	4,800	10,300					
トレーニング場（個人の使用に限る。）					平日	350	350	350	950	
会議室	第1会議室	2,200	2,900	2,900	7,100					
	第2会議室	3,800	6,000	6,000	14,300					
	第3会議室	3,800	6,000	6,000	14,300					
	第4会議室	1,300	1,900	1,900	4,700					
	第5会議室	1,300	1,500	1,500	4,000					
	第6会議室	2,000	2,300	2,300	6,000					
	第7会議室	1,000	1,100	1,100	3,000					
	第8会議室	1,000	1,100	1,100	3,000					
	第9会議室	1,000	1,100	1,100	3,000					
	第10会議室	2,000	2,300	2,300	6,000					
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分2万円（全日については、15万円）を超えない範囲内において規則で定める額									

**備考**

- 1 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の種別に応じて、この表の定める額のそれぞれの2分の1に相当する金額とする。
- 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する使用料の額は、午前の部については午後の部の使用料の額を、午後の部、夜の部及び全日については夜の部の使用料の額をそれぞれ基準として知事が定める。この場合において、1時間未満は1時間とみなす。
- 3 知事が指定する場所を個人使用する場合における使用料の額は、トレーニング場使用料の額と同額とする。
- 4 競技場の冷暖房施設を使用するときは、実費相当額として知事が定める額を加算する。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。